

大阪市立大学医学部附属病院規則（抄）

（設置）

第1条 大阪市立大学医学部附属病院（以下「病院」という。）を大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号に置く。

（目的）

第2条 病院は、大阪市立大学医学部（大学院医学研究科を含む。）における医学の教育、研究及び診療を行うことを目的とする。

（病院長等）

第3条 病院に病院長を置く。

2 病院長は、院務を掌理し、所属員を指揮監督する。

3 病院長の任命は、学長の申出に基づき、理事長が行う。

4 病院長を選考するため、病院長選考会議を置く。

5 第3項の学長の申出は、病院長選考会議の選考に基づき行う。

6 病院長選考会議は、委員7人で構成し、委員には、病院運営に関し広くかつ高い識見を有する学外者を含めるものとする。

7 病院長選考会議の委員の構成は、役員会の議を経て決定し、選定理由とともに名簿を公表する。

8 病院長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

9 議長は、病院長選考会議を主宰する。

10 第6項から前項に定めるもののほか、議事の手続きその他病院長選考会議に関し必要な事項は議長が同会議に諮って定める。

11 病院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

12 第4項の選考は、病院長が次の各号の1に該当する場合に行う。

(1) 任期が満了するとき

(2) 辞任の申し出が承認されたとき

(3) 欠員となったとき

（副院長）

第4条 病院に副院長を置く。

2 副院長は、病院長が指名し、理事長が任命する。

3 副院長は、病院長を補佐し、院務を整理し、所属員を指揮監督する。

4 病院長に事故があるとき又は病院長が欠けたときは、あらかじめ病院長が定める副院長がその職務を代理する。

（病院長補佐）

第5条 病院に病院長補佐を置くことができる。

2 病院長補佐は、病院長が指名し、理事長が任命する。